

第6章 建材用フロン断熱材の保管、収集運搬時の留意事項

6. 1 建材用フロン断熱材の保管時の留意事項

- 分別された建材用フロン断熱材は、他の廃棄物と区分し、適正に現場内で保管します。保管エリアに標識を立てる等、他の廃棄物と識別できるような工夫をすることも有効です。
- 保管場所は火気厳禁の対応が必要です。



図 分離断熱材片



図 分離断熱材の回収作業

6. 2 建材用フロン断熱材の収集運搬時の留意事項

- 運搬に際しては、運搬効率向上のために破碎や圧縮を行うと、その際に断熱材からフロンが放散されることとなります。運搬の際には、フロンの放散を防ぐため、できるだけ、圧縮・破碎を行わないことが望ましいと考えられます。
- ボード型製品は、破碎せず、そのままの形状で搬出します。



図 回収断熱材の積み込み作業



図 回収断熱材の搬出

■積替保管時の対応について

- 積替保管を行う場合は、フロン断熱材を適正に一時保管した後、断熱材フロンの適正処理が可能な施設に速やかに搬出します。
- 積替保管を行う場合においても、フロンの放散を防ぐため、できるだけ、圧縮・破碎を行わないことが望ましいと考えられます。